

平成 18 年松本市議会第 1 回臨時会市長提案説明  
(平成 18 年 5 月 16 日 午前 10 時)

本日ここに、平成 18 年松本市議会第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、冒頭、提出議案の説明に先立ちまして、去る 4 月 12 日と 24 日の 2 日間にわたり、議員協議会において、ご協議を賜りました「松本・四賀直結道路」について申し上げます。

「松本・四賀直結道路」につきましても、第三者機関である「松本・四賀直結道路市民意向確認研究会」の「意向確認結果」を参考にしながら、また、新松本市全体を見据えた様々な角度から深く検討を重ねた結果、市道としての直結道路の建設は、断念せざるを得ないと判断し、議会にご協議をさせていただきました。

議員の皆様から様々なご意見をいただくなか、24 日の議員協議会で、「議員の意見を重く受け止め、市長の責任において対処するよう要望する」との集約をいただきました。

そこで、5 月 15 日号の「広報まつもと」で、決断に至った経過やその理由を市民の皆様にご報告させていただきましたが、地元の四賀地区の皆様にも、私から直接説明をさせていただくため、まずは、明日 17 日に開催されます「松本市四賀地域審議会」で、これまでの経過や苦渋の選択に至った思いを申し上げたいと存じます。

また、その後、改めて四賀地区の皆様への説明会を開催してまいることとしておりますが、この説明会では、直結道路に託されております「命の危機管理」などのいわゆる代替案の基本的な考えについて、住民の皆様のご意見もお伺いしたいと考えております。

なお、代替案につきましても、今後、政策部を窓口として、四賀地区の皆さんのご意見等も参考に、早急に検討を進め、議会にもご相談してまいります。

次に、信州まつもと空港の運用時間延長について申し上げます。

空港の運用時間延長につきましても、地元 4 地区からの同意を受け、今年 1 月 31 日、長野県が国土交通省に対し、「運用時間延長要望書」を提出しましたが、国土交通省からは、「延長する時間帯に定期便が運行すること」という条件が提示されたため、長野県は、航空会社に対して、延長時間帯を活用した、利用率の好調な福岡線の複便化、大阪線のダイヤ改善、国際空港への乗継便の開設な

どについて、要請、提案をしてまいりました。

しかし、航空会社からは、経営状況や利用率の見通し、また、機材繰り等の理由により、具体的な計画が示されないことから、長野県は、本年5月末までの国土交通省の認可は事実上不可能と判断し、地元等に説明してきた「最短で平成19年7月を目指す」という時間延長の実施時期を、当面、1年先送りとすることを決定しました。

様々な経過を踏まえ、地元の皆様に深いご理解とご協力を賜り、ご了承いただきました運用時間延長の実現は、この様に、大変厳しい状況にあるわけですが、長野県では、早期に国土交通省から認可が得られるよう、引き続き航空会社に対して要請等を行っていくとお聞きしておりますので、松本市といたしましても、県と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今井地区の活性化を始めとする地元要望への対応につきましては、国や航空会社との交渉結果の如何にかかわらず、松本市といたしましては長野県とともに、誠意をもって取り組んでまいります。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

今回提案いたします案件は、条例1件の他に、急を要し専決処分をいたしました条例改正の報告3件となっております。

まず、条例につきましては、和田西原地区の地区計画区域内における建築物の制限を定める条例改正を提出しております。

次に、報告案件についてでございますが、これは、急を要し、議会を招集する暇がなかったため、地方自治法第179条の規定により専決処分をしたものでございまして、地方税法等の改正に伴う市税条例及び国民健康保険税条例の改正のほか、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う消防団員等公務災害補償条例の改正をいずれも3月31日付で専決したものでございます。

また、そのほか、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告3件をそれぞれ報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申しあげましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(以上)